

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画通町地区計画を次のように決定する。

名称	通町地区計画	
位置	秋田市大町一丁目および保戸野通町地内	
面積	約5.3ha	
区域の整備・開発および土地利用の方針	地区計画の目標	<p>本地区はJR秋田駅の西約1km、都市計画道路通町線沿いに発達した路線型商業地である。</p> <p>江戸時代初期の町割に由来し、市内商業地の枢要をなす地区の一つとして機能してきたが、近年、商業環境の変化に対応した一体的な再開発の必要が高まっている。</p> <p>本計画は、通町線の拡幅整備に伴う沿道建築物の建替え等を適切に誘導するとともに、必要な地区施設を整備することにより、活力と潤いにおいにあふれた商店街形成を図ることを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>路線型商業地として適正かつ合理的な土地利用を図るものとし、ゆとりのある歩行者空間の創出、土地・建物の共同化および協調化を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>歩行者の快適な通行を確保するため、都市計画道路通町線の歩道と一体的に機能する公共空地を整備する。</p>
地区施設の整備の方針	建築物等の整備の方針	<p>地区施設に位置付けられた公共空地を整備するため壁面線を指定するとともに、主要な壁等の位置を街区ごとに統一するよう誘導する。</p> <p>また、建築物等の形態および意匠を規制誘導することにより、伝統的な雰囲気への継承に配慮したまちなみの形成を図る。</p>
	地区施設の配置および規模	<p>公共空地（標準幅員1.5m、延長約850m、計画図のとおり。）</p>
地区施設の整備計画に関する事項	建築物等に	<p>壁面の位置の制限</p> <p>建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は門、若しくは塀は、通町線の歩道面から高さ3.0mに満たない範囲に限り、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根および外壁等の色彩は、伝統的な雰囲気への継承および自然の緑との調和に配慮した落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>広告物の規模、色彩等は、まちなみ全体の統一感を損なわないものとしなければならない。</p>
備考		

「区域、地区施設の整備および壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」